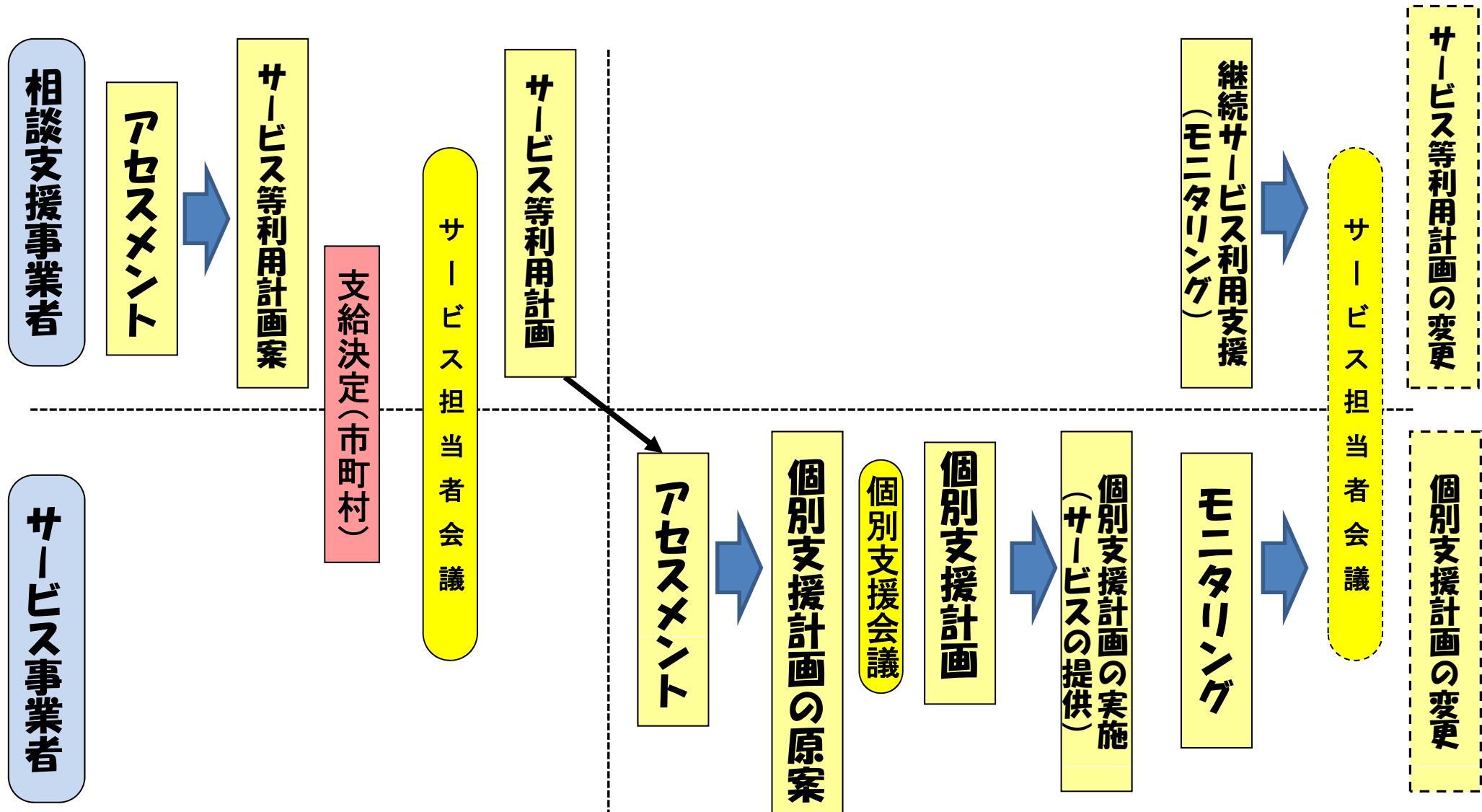


指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)(案)

1. 対象者

(地域移行支援)

- 法 ○ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 法 ○ 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者。
→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。
1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象。
地域移行支援の支給決定主体は、現行の障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。
(入院・入所前の居住地の市町村が支給決定)

(地域定着支援)

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
・ 居宅において単身で生活する障害者
・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等
→ グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。

※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害程度区分認定調査に係る項目を調査(障害程度区分の認定は不要)
ただし、現行の国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。(更新時は調査が必須)

2. サービス内容

(地域移行支援)

- 法 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。
→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

(地域定着支援)

- 法 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。
→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。
→ 「その他の便宜」については、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援を想定。

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

- 6ヶ月以内。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月以内で更新可。
更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断。

(地域定着支援)

- 1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。(その後の更新も同じ)

4. 事業の実施者（都道府県・指定都市・中核市が指定する一般相談支援事業者（地域移行・定着担当））

法 施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内は「指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）」とみなす。（期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。）

(指定手続)

- 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に申請し、当該自治体が指定。

(人員基準)

管理者、地域移行支援・地域定着支援を担当する者(そのうち1人は相談支援専門員)とする。

事業所ごとに、専従の者を配置をしなければならない(計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可)。

ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、その他の者への技術的指導、助言を行う役割。

地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。

現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者は、当面の間、相談支援専門員の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。
(できる限り速やかに相談支援専門員を配置することが望ましい。)

(運営基準（地域移行支援）)

地域移行支援計画の作成

対象者ごとに地域移行支援計画を作成。

なお、作成に当たっては、利用者への面接や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者を招集した会議を開催し意見を求める。

○ 相談及び援助

利用者への面接による相談や障害者支援施設等又は精神科病院からの同行支援について、概ね週1回、少なくとも1月に2回行う。

○ 体験利用、体験宿泊の実施

利用者の状況等に応じ、障害福祉サービス事業の体験利用(委託)、一人暮らしに向けた体験宿泊(自ら実施又は障害福祉サービス事業所への委託可)を実施。

重要事項の掲示義務、公表の努力規定を設ける。

その他、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

(運営基準(地域定着支援))

地域定着支援台帳の作成

対象者ごとに、緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成。
作成に当たっては、利用者に面接によるアセスメントを実施し、作成。

○ 常時の連絡体制の確保等

利用者との常時の連絡体制を確保するとともに、居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握。

○ 緊急の事態への対処等

緊急時に速やかに居宅への訪問等による状況把握を実施するとともに、利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援(指定障害福祉サービス事業者に委託可)等の支援。

○ 地域移行支援と同様に、重要事項の掲示義務、公表の努力規定を設ける。

その他、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

(その他)

→ 地域移行支援・地域定着支援はできる限り支援の継続性を確保する観点から、両方の指定を受けることが基本。

ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合には、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定可。

5. 報酬

地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

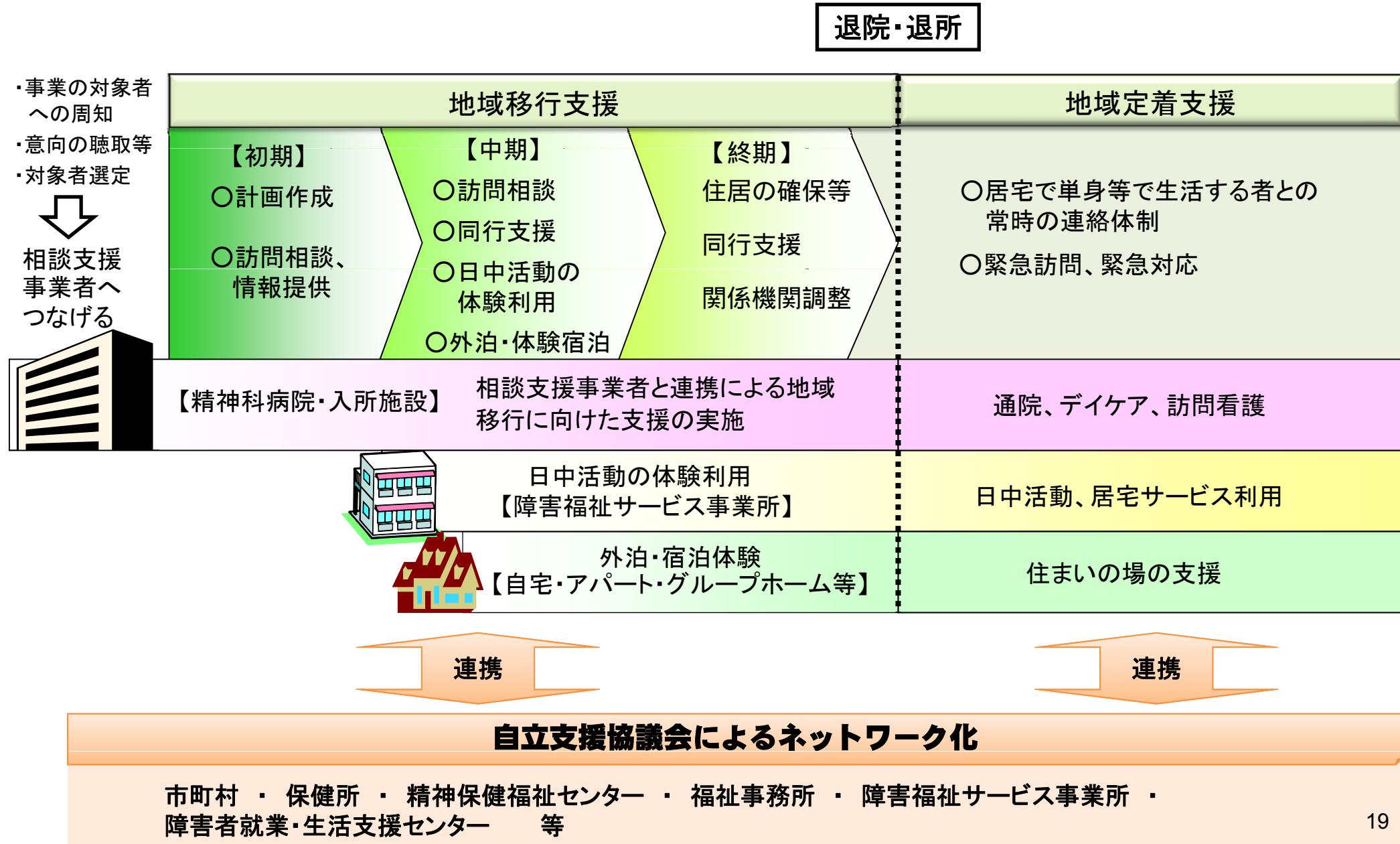
(地域移行支援)

- | | |
|---------------------|--|
| ・ 地域移行支援サービス費 | 2,300単位／月(毎月算定。少なくとも月2回以上面接・同行による支援が要件。) |
| ・ 退院・退所月加算 | 2,700単位／月(退院・退所月に加算) |
| ・ 集中支援加算 | 500単位／月(退院・退所月以外で月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算) |
| ・ 障害福祉サービス事業の体験利用加算 | 300単位／日(障害福祉サービスの体験利用を行った場合に加算) |
| ・ 体験宿泊加算(I) | 300単位／日(体験宿泊を行った場合に加算。(II)が算定される場合は除く。) |
| ・ 体験宿泊加算(II) | 700単位／日(夜間支援を行う者を配置等して体験宿泊を行った場合に加算) |
| ・ 特別地域加算 | +15／100 |

(地域定着支援)

- | | |
|----------------------|--|
| ・ 地域定着支援サービス費[体制確保分] | 300単位／月(毎月算定) |
| | [緊急時支援分]700単位／日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定) |
| ・ 特別地域加算 | +15／100 |

地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



「地域移行支援」の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的なイメージ作り）



中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）

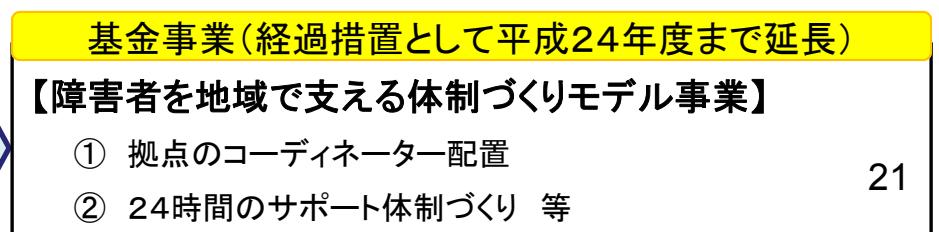
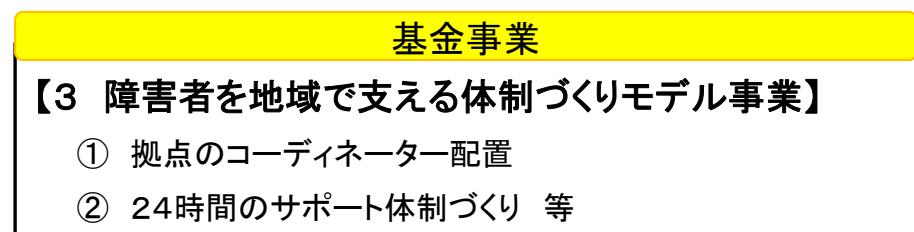
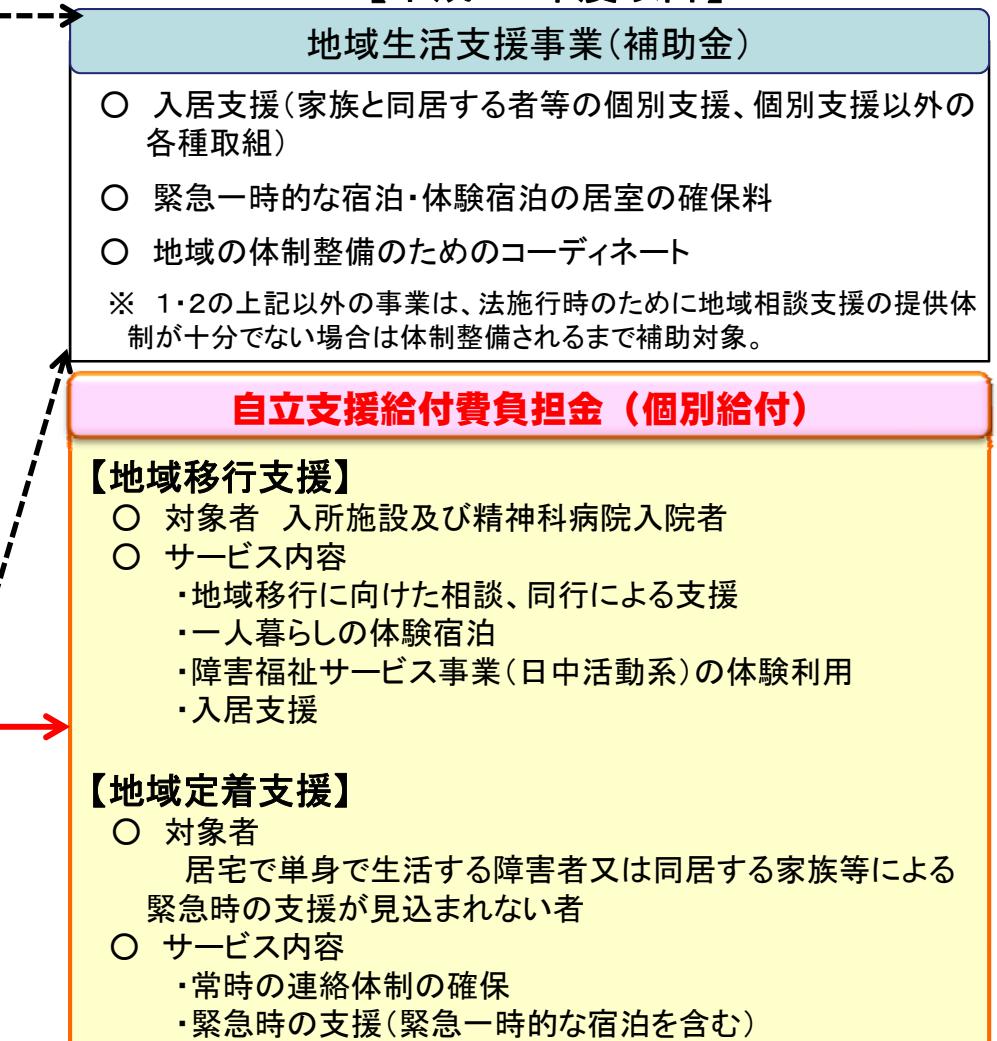
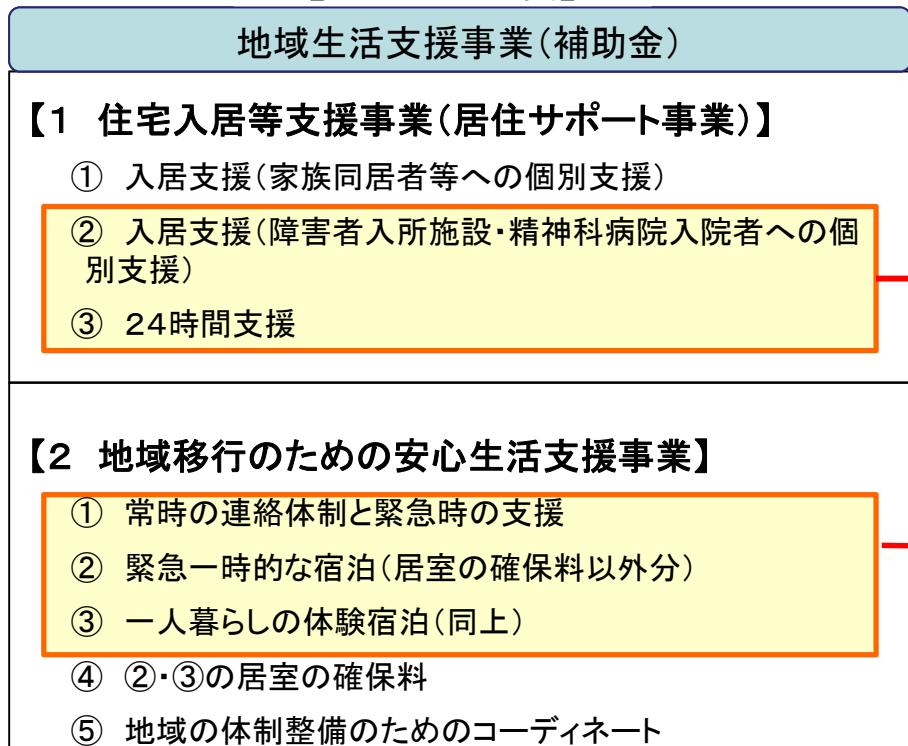


終期段階

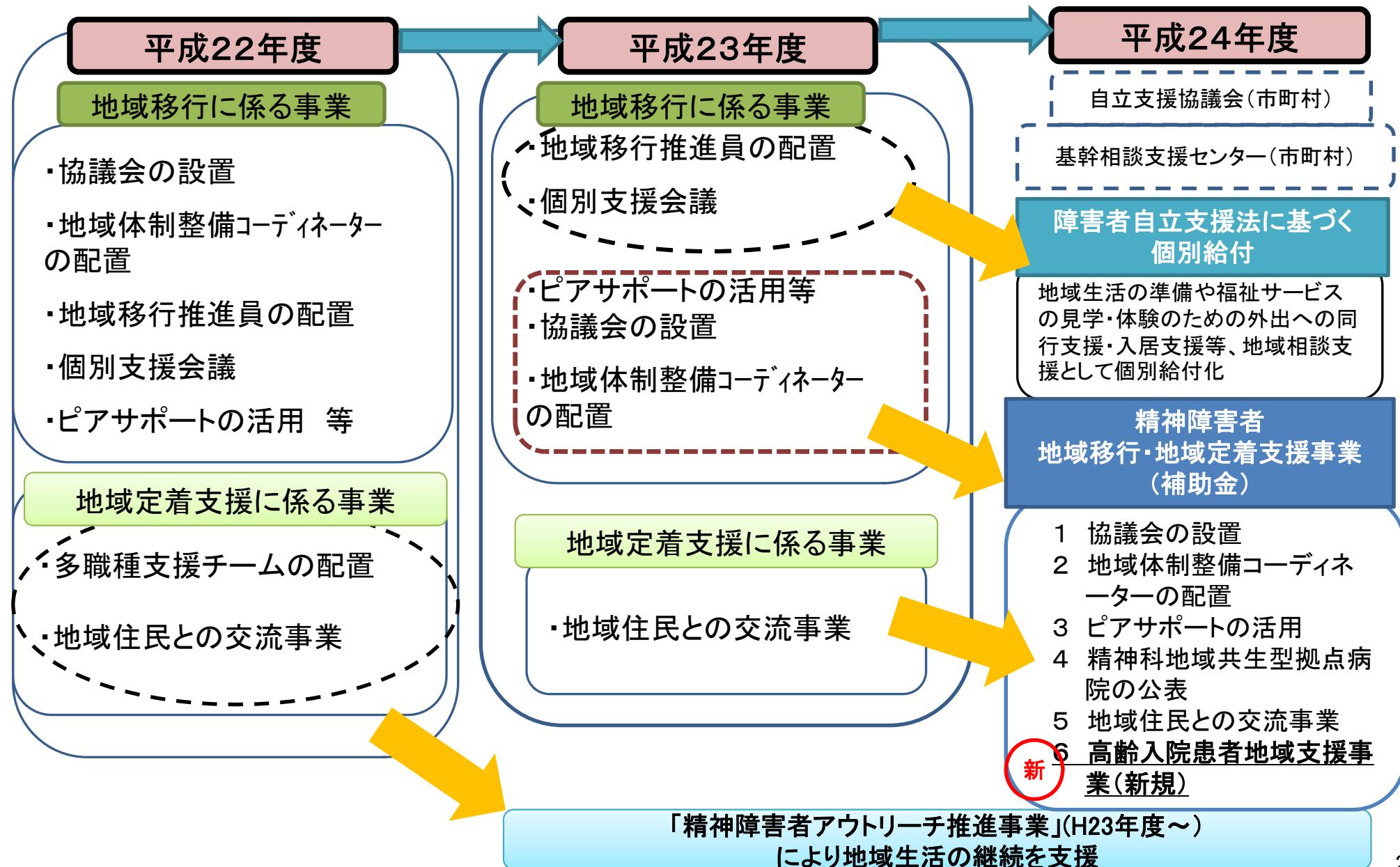
- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

地域移行支援・地域定着支援と地域生活支援事業費補助金等との整理

【平成23年度】

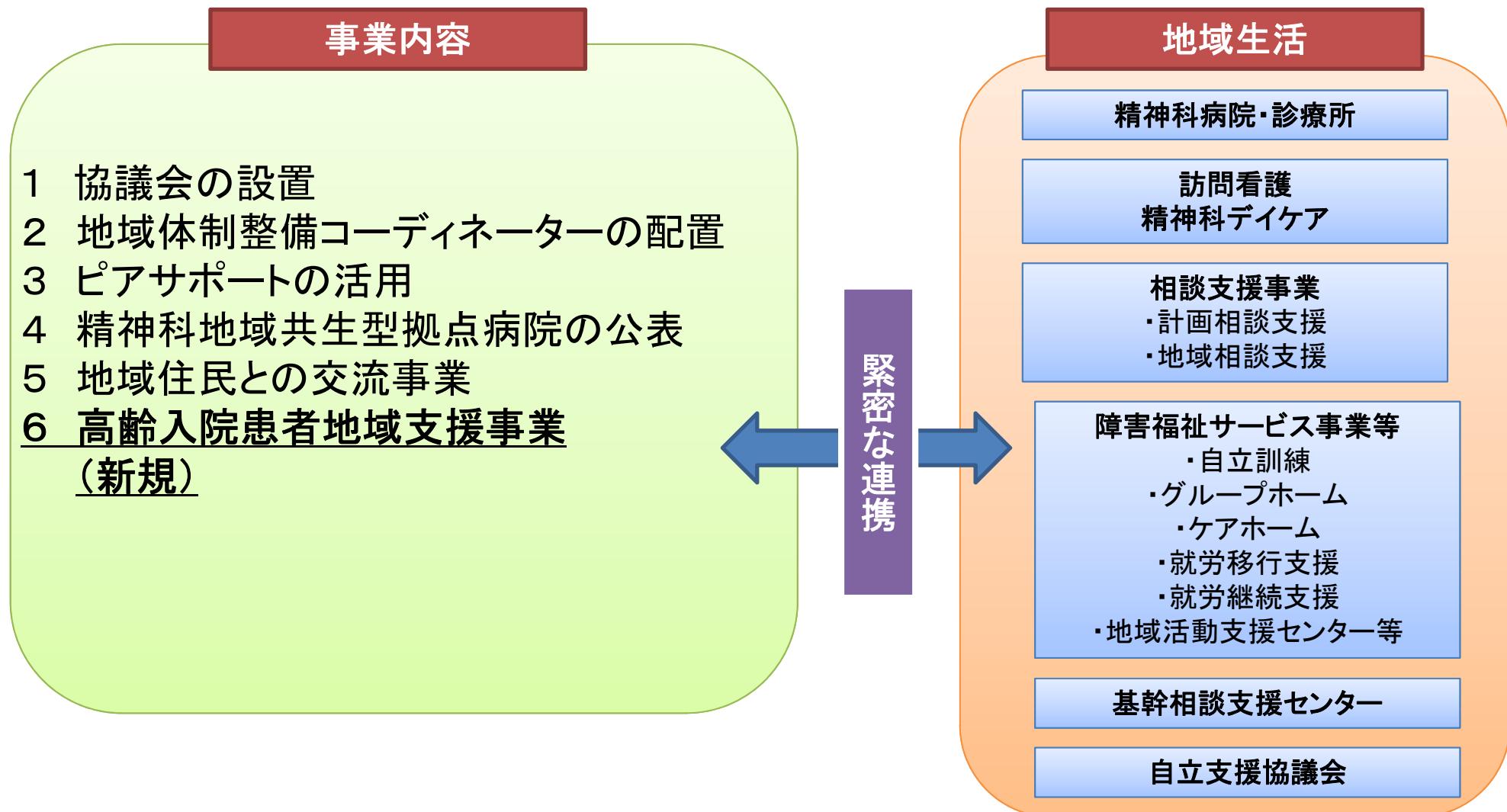


平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)」の予算(案)について



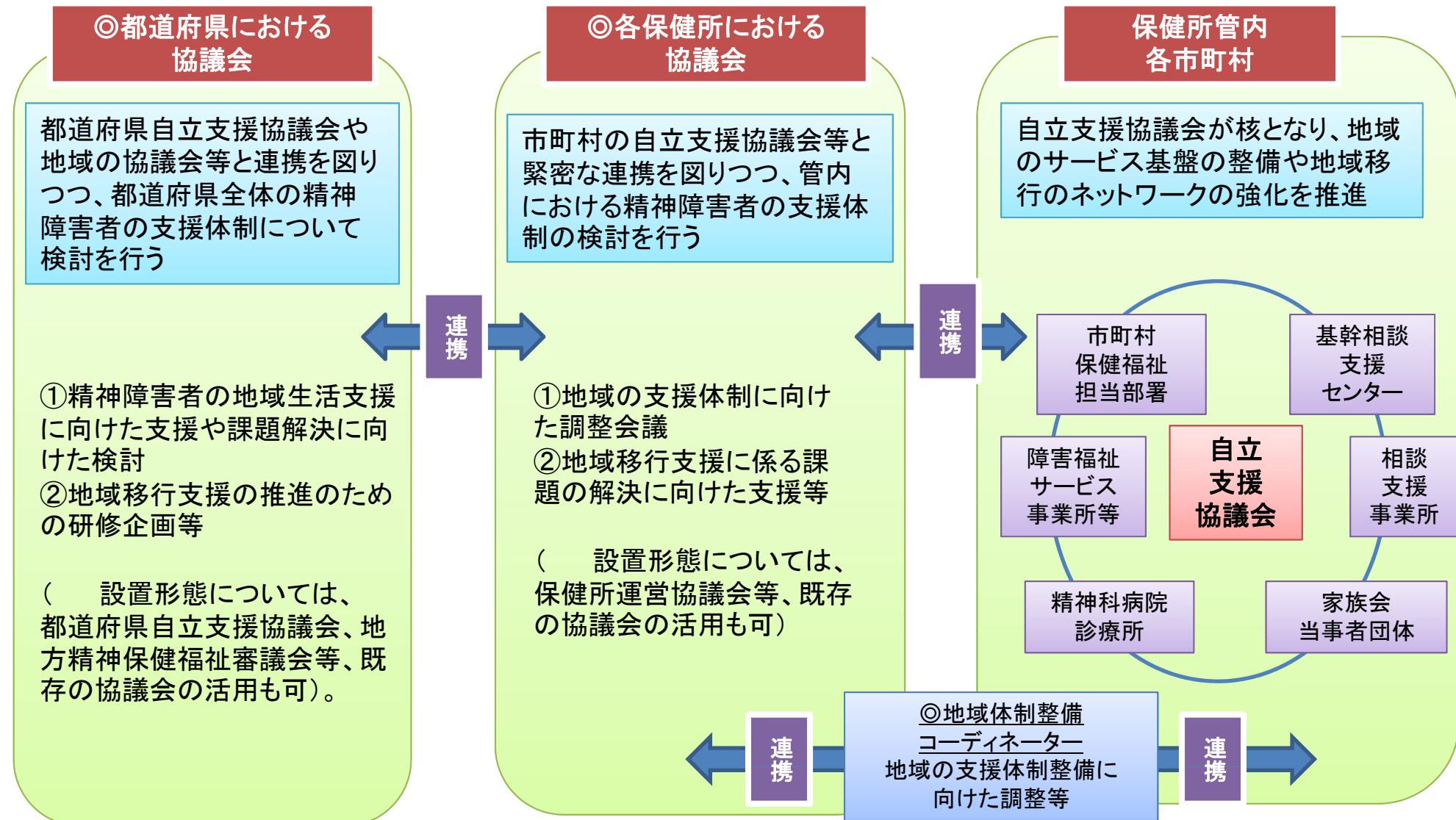
平成24年度精神障害者地域移行・地域定着支援事業(一部新規) 予算(案)：3,3億円、実施主体：都道府県、指定都市（補助率：1／2）

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した地域生活を送ることができるよう関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、従来の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活移行後の定着支援についても実施する。



協議会等の役割について

平成23年度までは都道府県等が主催する協議会において対象者の選定等を実施してきたところであるが、平成24年度からの地域相談支援の個別給付化に伴い、関係機関の連携強化に努め、地域の支援体制を構築する



◎については、平成24年度精神障害者地域移行・地域定着支援事業による対象経費となること

精神障害者の地域移行・地域定着に係る都道府県・保健所の役割について

都道府県及び保健所は、精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

【都道府県】

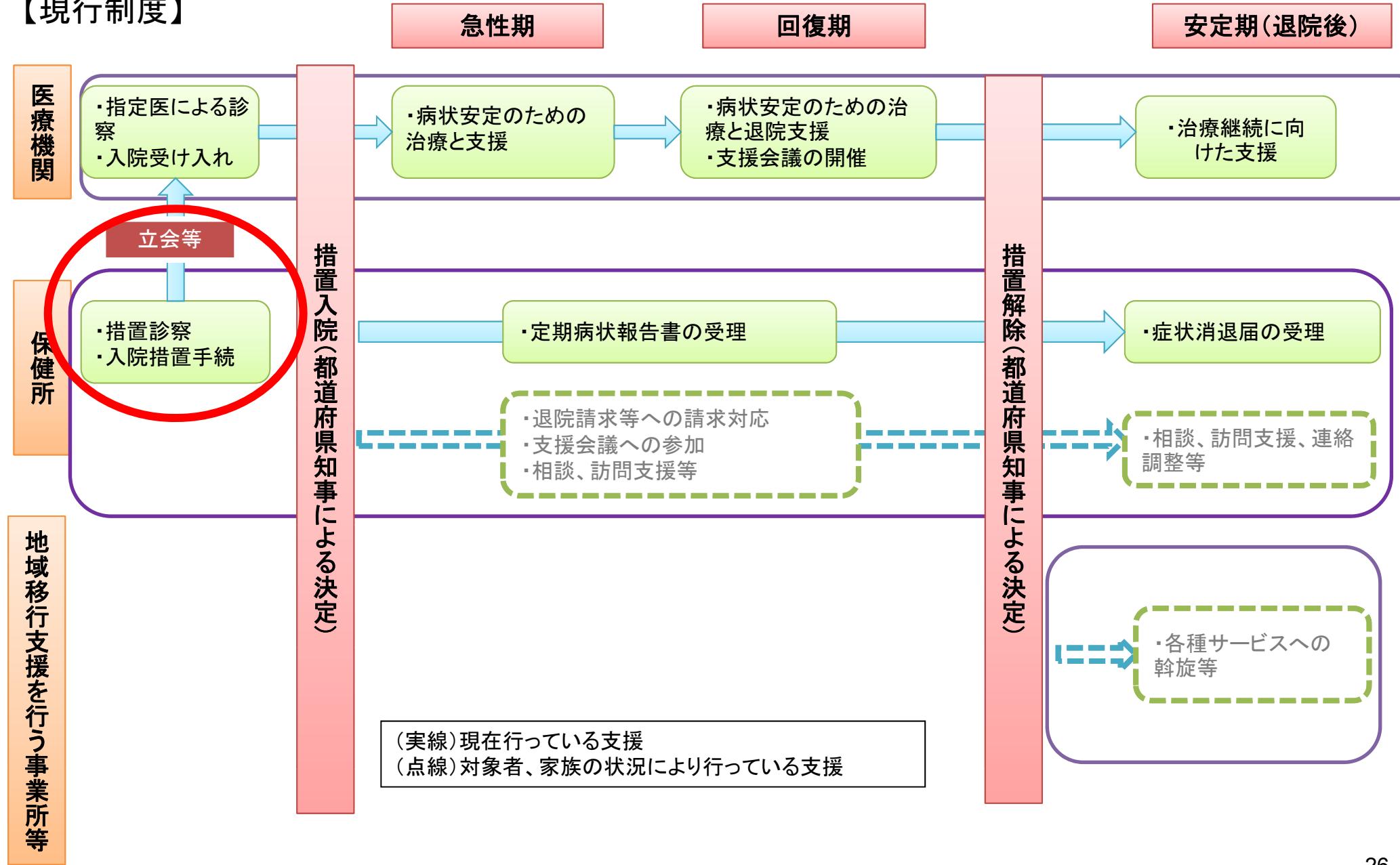
- ・障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等

【保健所】

- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた圏域内の調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に対する積極的な働きかけ。
- ・自立支援協議会等のメンバーとしての参加及び協力。
- ・利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・市町村に対する管内の精神障害者に係る状況(入院者数等)に係る情報提供等。

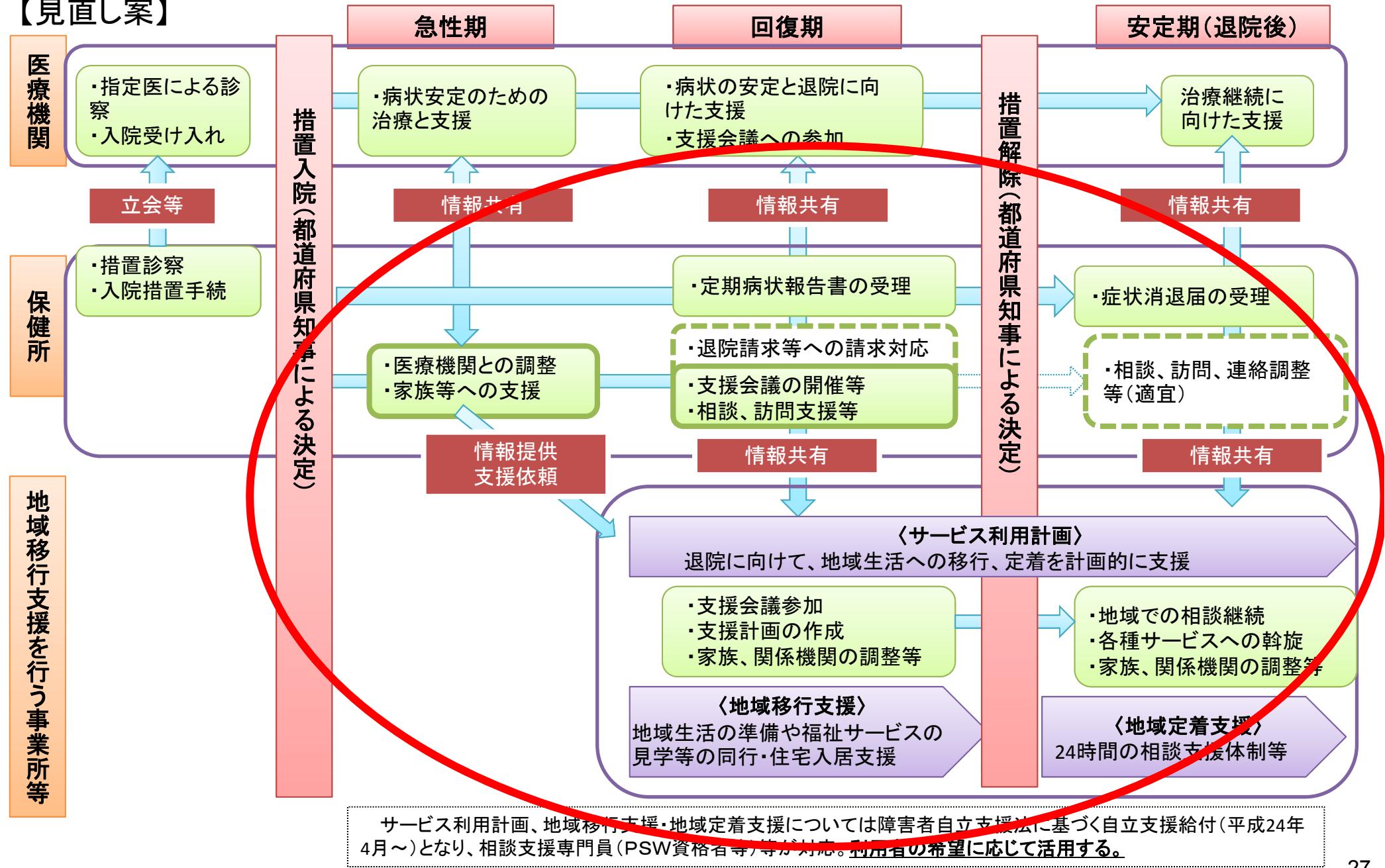
措置入院からの退院時の支援について①

【現行制度】

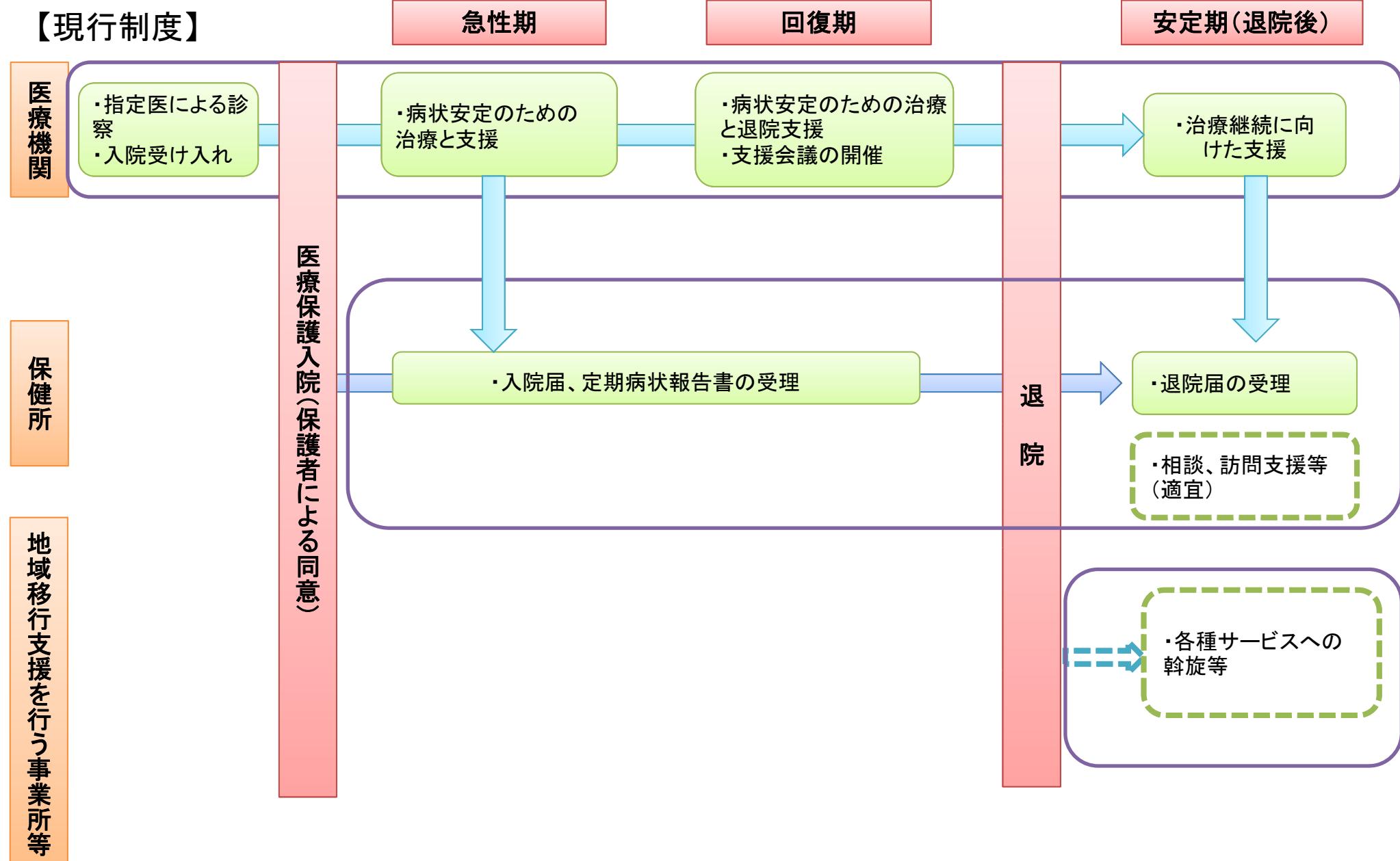


措置入院からの退院時の支援について②

【見直し案】

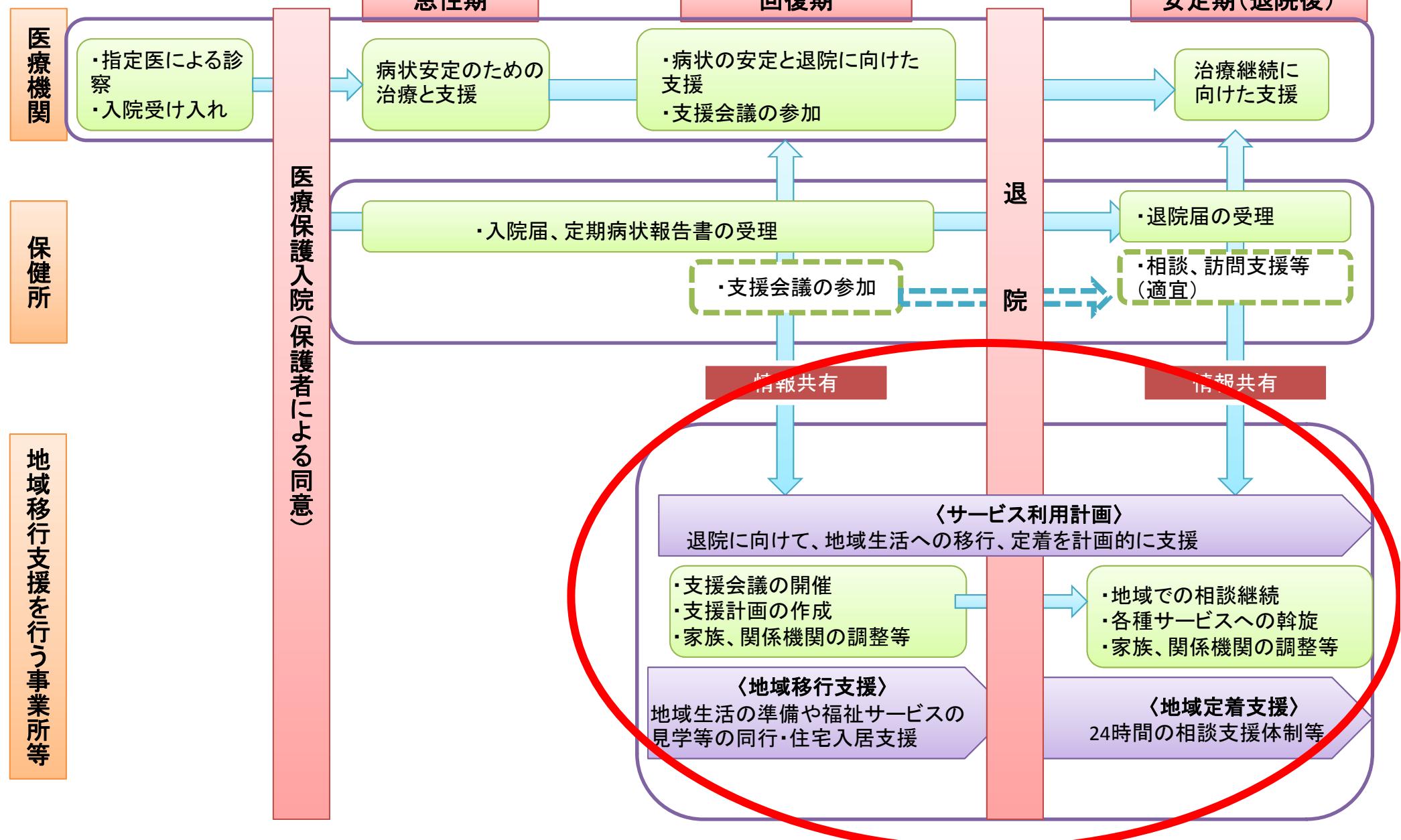


医療保護入院からの退院時の支援について①



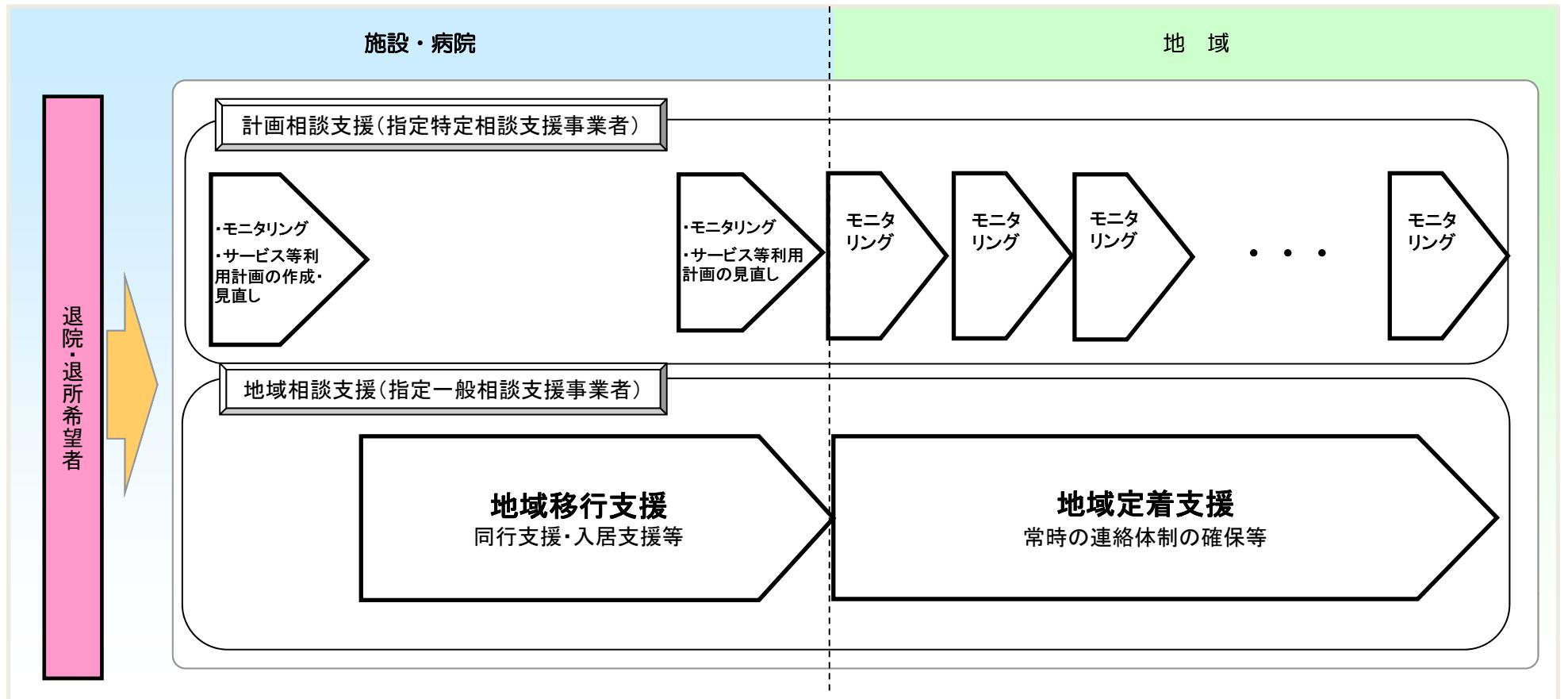
医療保護入院からの退院時の支援について②

【見直し案】



施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
 - 入院患者は、モニタリング対象者ではないため（サービス利用者ではないため）、精神科病院からの依頼を受ける等により、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



相談支援の提供体制の整備と質の確保（案）

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要。

その上で、更なる質の向上を図る観点から、相談支援専門員の任用のあり方等について将来に向けて見直しを検討することとする。

相談支援の提供体制の整備

（相談支援従事者研修の実施主体の拡大）

今年度から、相談支援従事者研修の実施主体について、現行の実施主体の都道府県に加え、都道府県知事の指定する事業者まで拡大。

→ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（平成23年10月26日障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

（民間団体の相談支援業務従事者の活用）

今年度から、相談支援の提供体制の整備を図るために、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、一定の要件（ ）のもと、実務経験として認める

→ 相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて（平成23年10月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

一定の要件については、相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする事業者が、相談支援業務に従事した期間を証明するものとする。

（障害福祉計画に基づく計画的な提供体制の整備）

自治体が策定する障害福祉計画において、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、相談支援の提供体制を計画的に整備。

相談支援の質の確保

（指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表）

指定相談支援事業者の人員体制（保有資格や経験年数等）や事業の実施状況（相談件数や計画作成数等）の公表に努めることについて、指定基準において明記。

（相談支援従事者研修の充実等）

相談支援従事者研修の充実等について検討。

相談支援事業者数等の状況について (H22.4.1)

都道府県	サービス利用者数(実数)	相談支援事業者数	相談支援専門員数		相談支援専門員1人当たりのサービス利用者数
			研修修了者数	指定相談支援事業所に配置されている人数	
			(A)	(B)	
01 北海道	38,145	140	1,913	289	132
02 青森県	8,136	58	593	98	83
03 岩手県	8,050	37	1,300	67	120
04 宮城県	10,214	25	1,030	61	167
05 秋田県	5,877	41	459	74	79
06 山形県	5,504	29	289	40	138
07 福島県	9,058	55	889	90	101
08 茨城県	11,259	56	751	100	113
09 栃木県	8,395	50	635	69	122
10 群馬県	7,246	49	562	87	83
11 埼玉県	19,262	103	1,318	212	91
12 千葉県	18,679	98	1,008	190	98
13 東京都	45,925	200	1,747	421	109
14 神奈川県	30,212	105	2,150	253	119
15 新潟県	10,093	65	1,080	149	68
16 富山県	4,589	27	351	49	94
17 石川県	5,456	31	361	44	124
18 福井県	4,489	33	936	42	107
19 山梨県	3,926	31	583	45	87
20 長野県	9,944	71	1,321	143	70
21 岐阜県	8,838	41	715	65	136
22 静岡県	13,455	81	715	141	95
23 愛知県	23,494	169	1,814	358	66
24 三重県	7,326	21	740	44	167

1 サービス利用者(実数)は、H22.4国保連データ。

2 相談支援事業者数及び相談支援専門員数は、H22.4障害福祉課調べデータ。

3 サービス利用計画作成費の支給対象を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書(平成19年度障害者保健福祉推進事業)における調査では、相談支援専門員1人当たり平均39.9人を担当。

都道府県	サービス利用者数(実数)	相談支援事業者数	相談支援専門員数		相談支援専門員1人当たりのサービス利用者数
			研修修了者数	指定相談支援事業所に配置されている人数	
(A)	(B)	(C)	(D)	(A/D)	
25 滋賀県	7,203	30	385	80	90
26 京都府	12,411	71	1,132	138	90
27 大阪府	37,653	196	3,942	464	81
28 兵庫県	22,455	87	458	154	146
29 奈良県	6,181	29	712	63	98
30 和歌山県	5,817	41	451	58	100
31 鳥取県	4,059	19	333	51	80
32 島根県	5,296	55	422	90	59
33 岡山県	9,466	36	839	59	160
34 広島県	12,009	73	1,437	129	93
35 山口県	7,218	45	387	78	93
36 徳島県	5,026	46	393	87	58
37 香川県	4,298	33	608	59	73
38 愛媛県	7,055	38	560	60	118
39 高知県	4,483	28	415	58	77
40 福岡県	22,401	97	1,849	178	126
41 佐賀県	4,393	17	397	36	122
42 長崎県	8,875	46	484	89	100
43 熊本県	10,013	57	678	89	113
44 大分県	7,038	45	571	70	101
45 宮崎県	5,641	38	361	56	101
46 鹿児島県	10,255	56	251	94	109
47 沖縄県	8,662	44	405	95	92
全国計		545,480	2,843	40,730	5,465
					100

相談支援従事者研修事業者の指定要件

事業実施者に関する要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

事業内容に関する要件

- ・ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修（以下、「国研修」という。）を修了した者を中心として実施すること。
- ・ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）
- ・ 研修事業が、継続的に毎年1回以上実施されること。

都道府県は、指定を希望する民間団体等に対して、必要に応じて指定研修において中心となる国研修修了者の斡旋等を行っていただく。

研修受講者に関する要件

- ・ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

その他の要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。
- ・ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

民間団体の相談支援業務従事者の活用

相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、以下の要件をいずれも満たす場合に、指定相談支援事業者の指定を受ける前の事業所における相談支援業務を実務要件として認めることとする。

指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。

指定に当たっては法人格が必要であることに留意。

民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする事業所の長が「当該者が相談業務に従事する者で5年間勤務した経験を有する」旨を証明し、かつ、「5年間の相談業務を行っていることが客観的に分かる資料（ ）」があること。

業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。

（参考）現行の取扱い（H18.11相談支援事業関係Q & Aにおいて提示）

（1）事業所要件

公的な補助金や委託により運営されており、かつ、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されている事業所

（2）実務経験の証明

事業所の長が、業務内容や勤務日数を証明した期間

(参考) 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者 1	
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等2を有する者 (4)施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	5年以上
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
介護等業務		施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10年以上
有資格者等		上記の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員用資格者	5年以上
		上記の相談支援業務及び上記の介護等業務に従事する者で、国家資格等2による業務に5年以上従事している者	3年以上

1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言つ。

平成24年度における相談支援専門員の研修体系

- 障害者自立支援法等の一部改正(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援・地域定着支援)を踏まえ、平成23年度においては、新たに「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系は、平成23年度における「法の円滑な施行準備のための研修」を初任者研修や現任研修のカリキュラムに組み込むなどの見直しを行う。

指定計画相談支援、指定地域相談支援、指定障害児相談支援の提供に当たる者としての相談支援専門員に係る要件(実務経験及び研修要件)については、新たな告示を制定。

具体的には、現行の相談支援専門員に係る要件と同じとともに、実務経験を満たす者で現行の初任者研修又は5年度ごとの現任研修を受講している者は、指定計画相談支援、指定地域相談支援、指定障害児相談支援を行う相談支援専門員に係る要件を満たすものとして認める予定。

相談支援専門員の必須の研修

初任者研修 <初年度>

※ 障害者自立支援法等の一部改正を踏まえ
カリキュラムを見直し

(31. 5時間程度を想定)

現任研修 <5年ごと>

※ 障害者自立支援法等の一部改正を踏まえ
カリキュラムを見直し

(18時間程度を想定)

専門コース別研修

※専門コース別研修は、
現任研修の受講の有無
にかかわらず、必要に
応じて受講することも可
能

障害福祉サービスの利用の組み合わせ

○ 障害福祉サービスの利用の組み合わせ

障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して、サービス等利用計画を作成することによりケアマネジメントがなされることを踏まえ、平成24年度以降における以下の障害福祉サービスの利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようとする。

(施設入所支援と就労継続支援B型)

- ・ 就労継続支援B型の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援B型の利用の組み合わせ

(施設入所支援と生活介護)

- ・ 障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせ

障害程度区分4以上であって一定の要件を満たす重度の障害者が、職員配置基準を超えて手厚い人員体制による介護が必要となる場合における、ケアホームとホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長。

基幹相談支援センター(案)

1. 設置者

- (法) 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他厚生労働省令で定める者が設置することができる。
「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

2. 設置方法

- 基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情(人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等)に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

3. 業務

- (法) 総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施。
→ 具体的な役割は別紙の参照。

4. 人員体制

- 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置する。

5. 財源

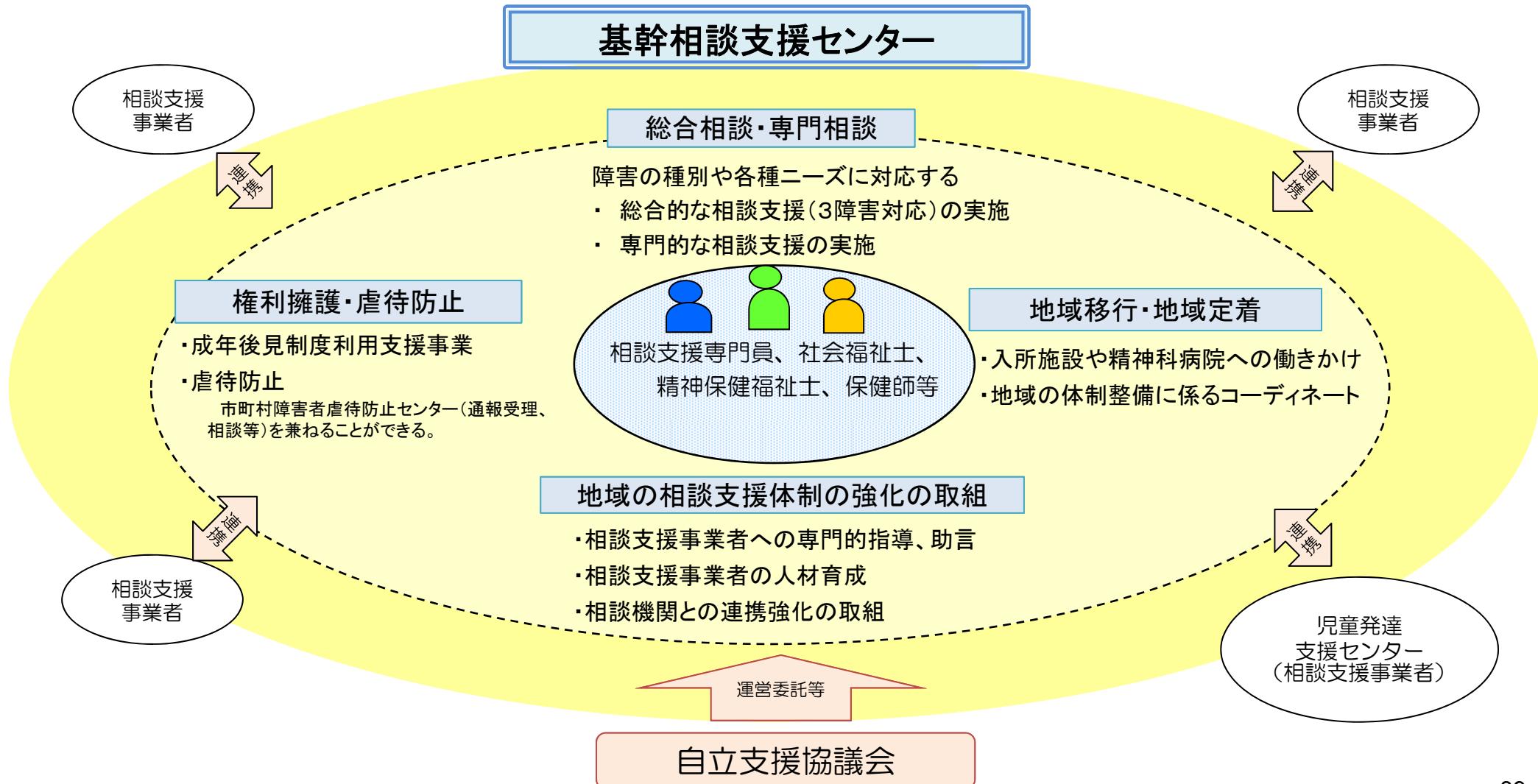
一般財源(交付税)及び地域生活支援事業費補助金による機能強化を図るための国庫補助(※)

※ 平成24年度予算案において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とする予定。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とする予定。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

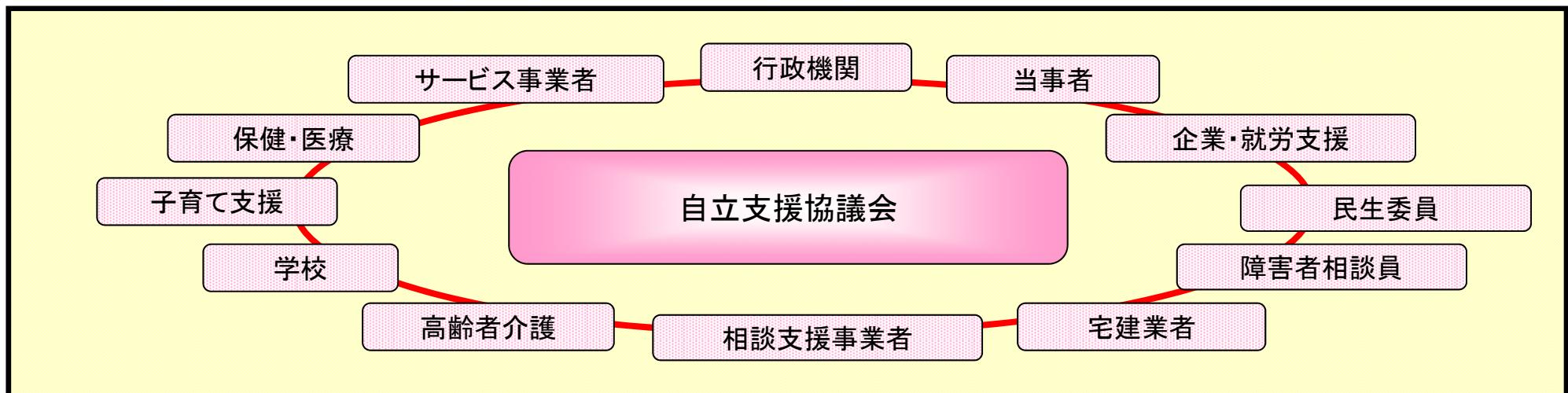


自立支援協議会の法定化

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、自立支援協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 今回の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聞くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】



成年後見制度利用支援事業の必須事業化(案)

法 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※ 平成24年度予算案においては、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業のほか、新たに、成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見を行う事業所の立ち上げの支援に係る国庫補助を盛り込んでいる。

